
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.157 2019/2/26

1 腸管出血性大腸菌0157による食中毒患者（疑い）の発生について

2月25日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

今般、同一系列の焼き肉店を2月8日から2月12日にかけて利用し、下痢、嘔吐等を呈する有症者の一部から、腸管出血性大腸菌0157（VT1, 2）が検出されていることが判明した。現在、関係自治体において、原因の調査等が進められているところ。

腸管出血性大腸菌による感染症法に基づく届出情報や食品による健康被害の苦情等の相談があった場合は、同系列店舗の利用状況を調査し、関連性を確認するとともに、必要に応じて食中毒調査を実施すること。また、該当する情報を得た場合には当職まで速やかに連絡すること。等

食中毒の被害拡大防止の観点から対応をよろしく願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483100.pdf>

焼き肉店社告

https://www.skylark.co.jp/company/news/press_release/pk637h000001ivo6-att/0225.pdf

2 「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」について

2月25日、厚生労働省は、医薬・生活衛生局食品監視安全課名をもって各都道府県等衛生主管（部）局宛標記事務連絡を出した。その主な内容は次の通り。

今般、各都道府県等から「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化に伴う食品等事業者への監視指導について」（平成31年2月1日付け薬生食監発0201第1号）を踏まえた質疑があったので、「HACCPに沿った衛生管理の制度化に関するQ&A」を更新するとともに、厚生労働省ホームページに掲載したので、業務の参考のためお知らせする。

新たに追加されたQは都道府県等から寄せられた質問で、

「問23

- 1 厚生労働省ホームページで公表している手引書の内容は難しすぎるため、各都道府県等が、小規模な事業者でも対応できるよう、簡易版の手引書を作成し、それに基づいて指導してもよいか。」から問27まで追加された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483084.pdf>

更新された Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483069.pdf>